

答 申 書 (案)

特 別 職 の 報 酬 等 の 改 定 に つ い て

令和7年〇月〇日

芦屋市特別職報酬等審議会

令和 7 年〇月〇日

芦屋市長 高 島 峻 輔 様

芦屋市特別職報酬等審議会
会 長 當 間 克 雄

特別職の報酬等の改定について（答申）

令和 6 年 1 0 月 4 日付け芦総人第 1 0 3 0 号で諮問のあった標記のことについて、本審議会は慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

1 改定すべき額及び改定の時期について

(1) 改定すべき額

特別職の職員の報酬等の額は、次のとおり改定することが適当である。

区 分		改定すべき額	現行額	増減額	平成19年 改定後の額	平成19年 改定前の額
		円	円	円	円	円
市長	給料月額	1,120,000	1,061,000	59,000	836,000	1,072,000
	地域手当	0	0	0	83,600	107,200
	合計	1,120,000 (5%の引下げ)	1,061,000 (10%の引下げ)	59,000	919,600 (22%の引下げ)	1,179,200
副市長	給料月額	934,000	885,000	49,000	724,000	894,000
	地域手当	0	0	0	72,400	89,400
	合計	1,120,000 (5%の引下げ)	1,061,000 (10%の引下げ)	59,000	796,400 (19%の引下げ)	983,400
教育長	給料月額	773,000	732,000	41,000	614,000	740,000
	地域手当	0	0	0	61,400	74,000
	合計	773,000 (5%の引下げ)	732,000 (10%の引下げ)	41,000	675,400 (17%の引下げ)	814,000
議長	報酬月額	757,000 (2.5%の引下げ)	737,000 (5%の引下げ)	20,000	698,000 (10%の引下げ)	776,000
副議長	報酬月額	670,000 (2.5%の引下げ)	653,000 (5%の引下げ)	17,000	618,000 (10%の引下げ)	687,000
議員	報酬月額	606,000 (2.5%の引下げ)	591,000 (5%の引下げ)	15,000	560,000 (10%の引下げ)	622,000

※平成 19 年改定前の額は、当時の条例本則の額。なお、改定すべき額及び現行額の欄の括弧書きは、平成 19 年改定前の額に対する引下げ率を記載している。

(2) 改定の時期

常勤特別職の給料の額及び市議会議員の報酬の額は、令和 7 年 4 月 1 日から改定することが適当である。

2 改定すべき額等の考え方

(1) 基本的な考え方

わが国の経済は今、大きな転換点にある。この 30 年余りの間、バブル経済の崩壊に伴う混乱やデフレ、リーマンショック、東日本大震災をはじめとする数多くの自然災害、新型コロナウイルス感染症といった幾多の難局を経験し停滞してきたが、令和 6 年 7～9 月期の国内総生産は、物価変動の影響を除いた実質で 2 四半期連続のプラス成長となる前期比 0.3% 増、年率換算で 1.2% 増となり、また、賃金も 33 年ぶりの高い賃上げ率が実現するなど、経済状況は改善しつつある。こうした民間事業所の賃金・雇用情勢の状況を反映して、国家公務員の給与等勤務条件を勧告する令和 6 年度の人事院勧告において、3 年連続で月例給、特別給ともに引き上げることとし、月例給は平均 1 万 1,183 円 (2.76%) の引上げ、特別給は 0.10 月分増の 4.60 月とする勧告が行われている。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」を令和 6 年 6 月に閣議決定し、令和 7 年以降に物価上昇を上回る賃金上昇が定着することを目指し、持続的・構造的な賃上げの実現に向けた三位一体の労働市場改革等を通じ、持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、日本経済を新たなステージへと移行させていくこととしている。

本市の財政状況を見ると、歳入の根幹である市税は、賃金の上昇により底支えされているが、歳出では、増え続ける社会保障関係費、過去に建設した公共施設や道路・橋梁等の維持補修に係る費用、さらには今後 J R 芦屋駅南地区再開発事業等の費用が見込まれる中で、基金を取り崩しながら行政運営する見込みが続いている。なお、震災復旧・復興事業による市債残高（一般会計）は、ピークであった平成 13 年度の約 1,119 億円から、令和 5 年度末では約 458 億円まで減少している。

一方、自治体を取り巻く環境を見ると、地方分権改革の推進により、自治体にはこれまで以上に自己決定・自己責任に基づく自立した行政運営が求められている。また、少子高齢化・人口減少社会の到来、個人の価値観やライフスタイルの変化による行政に求められるニーズの多様化など、自治体経営は大きな転換期を迎えている。さらには、近年の自然災害の激甚化や感染症の流行など、危機管理体制の強化も喫緊の課題となっており、自治体の役割は大きくなっていることから、市長等特別職や市議会議員の果たす職責及び社会的役割等は、今後さらに重要になっていくことが見込まれる。

これらの社会経済情勢、本市の財政状況、特別職等の求められる職責等を総合的に勘案し、あるべき特別職の報酬等の額を審議していくこととし

た。

なお、審議するに当たっては、次の資料を参考にしながら意見交換を行い、全委員が納得できる方向で結論が得られるよう論議を行った。

<参考資料>

- ① 阪神 7 市 特別職の給与月額の比較
- ② 阪神 7 市 市議会議員の給与月額の比較
- ③ 阪神 7 市 令和 4 年度財政状況等の比較
- ④ 芦屋市 財政状況の推移
- ⑤ 阪神 7 市 特別職の期末手当の比較
- ⑥ 阪神 7 市 市議会議員の期末手当の比較
- ⑦ 阪神 7 市 特別職の退職手当の比較
- ⑧ 特別職報酬等審議会の開催等の比較
- ⑨ 芦屋市 長期財政収支見込
- ⑩ その他関連資料

(2) 改定額の考え方

ア 市長等常勤特別職の給料についての考え方

市長等常勤特別職は、地方公務員法の適用を受けない特別職であり、その給与については、従来からその職責と責任の度合い、近隣都市との均衡、一般職の職員の給与との均衡、その他の諸事情を総合的に勘案して検討を行った。

前回の審議会では、震災以降本市の置かれている財政状況を特に考慮して審議を行った結果、前々回の答申における引下げ率（市長 22%、副市長 19%、教育長 17%）を「給料月額と地域手当の合計額に対し、引下げ率 10%の水準まで戻した額を給料月額とする」こととし、市長の給料月額については 1,061,000 円、副市長については 885,000 円、教育長については 732,000 円とし、地域手当については廃止することが適当であると決定された。

今回の改定に当たっては、従来からの考え方に加え、前回の改定で特に考慮された本市の財政状況が当時と比較してどのような状況にあるか、消費者物価指数や名目賃金など社会経済状況等を考慮して審議を行った。

審議の中で委員から、

- ・物価が上昇している状況ではあるが、特別職については物価と連動して報酬額を決定するものではない。
- ・常勤特別職は休みがほとんどない。我々市民が想像している以上に激務をこなしているため、それに報いた報酬であるべきではないか。

- ・常勤特別職の中でも、市長と副市長とでは責任の度合いが違いため、もっと差をつけてもいいのではないか。
- ・芦屋市の財政は震災以降の状況から比べると健全になってきているため、震災前レベルの水準に戻してもいいのではないか。
- ・震災前の財政状況の水準に戻っていないこと、今後将来の人口減少や財政需要を考えると、震災前の水準に戻すことは難しいのではないか。
- ・震災による借入れの影響で過去に20%以上も引き下げた経緯があるため、震災前を基準としてどこまで戻すか検討すべきではないか。
- ・市長等の常勤と市議会議員の非常勤とでは労働時間に大きな差があるため、報酬に差をつけるべきではないか。
- ・市議会議員は現在の水準でも中核市を除くと1番水準が高いため、引き上げる必要はないのではないか。
- ・震災前の教育長の給料月額が議長の報酬月額よりも高かったが、震災以降は給料のカット率の兼ね合いで逆転現象が生じているため、元の状態に戻すべきではないか。
- ・国家公務員も人事院勧告で給料が32年振りに2%以上の引上げが行われている。特別職も含め社会全体として賃金を上げていかなければならない。

などの意見が出され、論議を重ねた結果、前回、前々回の答申における引下げ率をさらに緩和することにより、現行の金額から改定する方向で意見が集約された。

イ 市長等常勤特別職の給料

前々回の答申における引下げ率（市長 22%、副市長 19%、教育長 17%）を「引下げ率5%の水準まで戻した額を給料月額とする」こととし、市長の給料月額については1,120,000円、副市長については934,000円、教育長については773,000円とすることが適当であると決定した。

ウ 市議会議員の報酬

市長等常勤特別職と同様、前々回の答申における引下げ率（議長・副議長・市議会議員いずれも10%）を「引下げ率2.5%の水準まで戻した額を給料月額とする」こととし、議長の報酬については757,000円、副議長については670,000円に、議員については606,000円とすることが適当であると決定された。

3 改定の実施時期

市長等常勤の特別職の給料の額及び市議会議員の報酬の額は、いずれも令和7年4月1日から改定することが適当であるとした。

4 附帯意見

審議会としての答申としては上述のとおりであるが、審議会における議論の中で、次のとおり意見、要望等があったため、附帯意見として付記する。

- ・本市の財政状況は、今後増え続ける社会保障関係費、過去に建設した公共施設や道路・橋梁等の維持補修に係る費用等多くの財政需要が見込まれており楽観視できるものではないため、健全な行財政運営を期待する。
- ・今後人口減少により市税等の歳入が減少する可能性があるため、芦屋市が更なる活性化に資する具体的な方策を講じられたい。
- ・市長や市議会議員は4年に一度の選挙で市民から評価を受けることになるが、当選すれば4年間何もやらなくても報酬が変わらない現状があるため、例えば市長や市議会議員を評価する附属機関を設置し、期末手当の査定を行うなどの手法を今後検討されたい。頑張った人が適切に評価される仕組みが必要であり、モチベーションを高く持って活動していただきたい。
- ・今回市議会議員としての月額報酬について審議を行ったが、本来は市議会議員の総人件費について精査が必要である。つまり、芦屋市の人口規模における市議会議員の定数の適正化について、議員自らが議論されたい。

5 結び

以上のように本審議会は、本市を取巻く諸情勢等を総合的に勘案しながら、公平な立場から慎重に審議を重ねた結果、引上げ改定となるこの答申を決議するに至った。本答申を尊重し報酬額等を改定されることを要望する。

市長等三役並びに市議会議員におかれては、その職責の重大さと市民の信頼と期待の大きさを再認識され、より一層の努力をされることを切望する。

◇審議会開催状況

	開 催 日	内 容
第1回	令和6年10月4日（金）	委嘱、諮問、参考資料の説明、報酬改定等の審議
第2回	令和6年11月1日（金）	報酬改定等の審議
第3回	令和6年11月29日（金）	報酬改定等の審議
第4回	令和6年12月25日（水）	答申（案）及び意見書（案）の審議

芦屋市特別職報酬等審議会

会 長 當 間 克 雄

副 会 長 新 谷 勝 彦

委 員 麻 木 邦 子

委 員 五 島 慶 太

委 員 塩 路 伸 世

委 員 塩 見 知 香

委 員 中 村 真 也

委 員 東 村 具 徳

委 員 松 沢 は つ 子

委 員 吉 野 哲 夫